

許可申請図書作成手引き

成田市役所土木部建築住宅課

1 事前相談について

- (1) 事前相談は以下の各関係機関に計画の概要について説明を行い、各関係機関から許可に関する意見を聴取してください。
- ①建築住宅課許可担当者
 - ②都市計画課開発許可担当者
 - ③その他関係機関（道路管理者、消防本部予防課、警察等）
- (2) 事前相談には下記の図書を揃え、相談を行ってください。
- ①申請理由を記載したもの（図や根拠となるデータなども添付してください）
 - ②周辺の土地利用の状況（都市計画図、動態図）
 - ③周辺への環境対策（緑化、環境条例、駐車場等）
 - ④建築物概要（おおよその規模・構造等、可能であれば配置図、平面図、立面図、断面図等）
 - ⑤事業スケジュール
- (3) 事前相談の結果を建築住宅課許可担当者に議事録にて報告を行い、その結果を踏まえ許可の可能性があると判断した案件については、次の事前協議を行います。

2 事前協議について

- (1) 事前協議は原則、別紙「許可申請書添付図書一覧」を参照の上、申請図書の作成をお願いします。
- (2) 事前協議においては下記関係機関等と協議をし、他法令等について整合するよう施設計画を行ってください。
- ①建築住宅課許可担当者（許可に係る全般的な事項及び申請事務手続き等）
 - ②市の関係課担当者（下記関係課のうち必要な部署とします）
 - ・都市計画課（今後の用途地域変更等の可能性、周辺の都市計画道路等の整備状況、当該地域の都市計画的位置付け、開発行為関係等の協議）
 - ・道路管理者（敷地出入口、歩車道ブロックの切下げ等の協議）
 - ・商業振興関係課（商業系施設の場合）
 - ・工業振興関係課（用途地域または建築物の用途が工業系の場合）
 - ・環境対策関係課（騒音規制、緑化、駐車対策、その他の環境対策の協議）
 - ・その他の関係課（計画内容に応じたその他の関係課との協議）
 - ・消防本部予防課（消防行政上の意見等）
 - ③警察（交通対策、駐車対策上の意見等）
 - ④その他の関係機関（計画内容に応じたその他の関係機関との協議）
- (3) 関係機関等との事前協議の結果、建築許可に向けての条件が整理されたものについては、許可申請書の提出の可否について建築住宅課で総合的に検討するため、事前協議書の提出をお願いします。
- (4) 事前協議に対する回答まで、おおむね2週間程度を要します。

3 許可申請書の提出について

- (1) 許可申請書の提出が可とされた場合は、付議予定の建築審査会の概ね3か月前に許可申請書を3部（正・副・消防同意用）提出してください。

4 公聴会について

- (1) 公聴会は付議予定の建築審査会の概ね1か月前に開催します。公聴会での配布資料は当日持参してください。
- (2) 公聴会では建築計画や環境対策の説明、質疑対応等をお願いします。
- (3) 敷地外周50m（※）の範囲の土地又は建築物の所有者及び居住者に対する公聴会開催通知用の「あて名シール」及び「あて名シール」の写し又はエクセルデータを作成し、許可申請書提出後に速やかに建築住宅課へ提出してください。
- (4) 事前協議終了後から公聴会開催前に、敷地外周50m（※）の範囲の土地又は建築物の所有者及び居住者に対して事前に建築計画について説明を行った場合は、その結果を建築住宅課に報告してください。
※敷地外周の範囲については、計画建築物の用途・規模等により変動する可能性があります。

5 建築審査会送付用図書

- (1) 作成文書はすべてA4サイズとし、内容を簡素に取りまとめてください。
- (2) 作成図面はA4またはA3サイズに縮小し、A4見開きに折り込んでください。
- (3) 図面は出来る限り色刷りとしてください。
- (4) 図面の方位は出来る限り統一してください。
- (5) 建築審査会用図書は、許可申請書添付図書一覧の「審査会案件添付図書」欄に○が付いたものを用意してください。
- (6) 作成部数は20部とし、建築審査会開催日の14日前までに提出願います。

許可申請書添付図書一覧（４８条 用途許可）

番号	申請書 添付図書	縮尺等	表示事項	審査会案件 添付図書	特記事項
1	許可申請書				建築基準法施行規則第 43 号様式
2	許可申請理由書	A4 版		○	
3	案内図		申請地は赤で着色し、幹線道路、交通機関（駅、鉄道等）、その他目標となる建築物等を記入する。	○	白黒の図とする。
4	都市計画図	1/25,000 以上	敷地境界線を赤く縁取り斜めにハッチし、用途地域図の着色にならって、申請地周辺の用途地域、都市計画施設等を色分けする。	○	
5	周辺状況図	1/2,500 程度	申請敷地境界から 50m の範囲内にある建物等を記入し、用途別に着色する。（範囲は変動有り）	○	
6	求積図	1/2,500 程度			
7	配置図		敷地境界線を太い赤線で明示し、申請敷地内の申請建物及び既設建物の位置、駐車場（台数）、緑地（緑で着色）、フェンス等、建物から境界線までの距離、出入り口、周辺の道路幅員等を明示する。作業場にあつては、排水系統も表記する。	○	
8	各階平面図	1/200～1/500	申請部分を分かりやすく明示する。作業場にあつては、機械設備の名称・配置・出力の合計を記入する。	○	
9	立面図	1/50～1/200	申請部分を分かりやすく明示する。	○	東西南北 4 面
10	断面図	1/50～1/200	道路面、隣地との高低差、敷地地盤面の高低差を表示する。申請部分を分かりやすく明示する。	○	
11	日影図	1/200～1/500	各時間ごとの日影図及び等時間日影図とする。日影規制ライン（5m、10m ライン）を明示し、等時間日影の長い方茶色線、短い方を緑色線で着色する。 <u>また、別図で実日影図も作成する。</u>	○	日影図は建築基準法第 56 条の 2 の規定によるものとする。
12	工場調書				工場の場合添付
13	その他の図書		・環境対策説明書 ・近隣住民等の意見報告書等 ・床排水計画図 ・植栽計画図、緑地面積図 ・環境条例規制基準 ・騒音予測図及び計算書 ・建物使用方法、営業時間、維持管理等説明書 ・所有者・居住者関係者一覧表 ・機器カタログ	適宜	必要に応じ添付

許可申請理由書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

成田市長 〇〇 〇〇 様

申請者 住所 〇〇県〇〇市〇〇〇〇
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
(印不要)

■申請趣旨……申請理由の趣旨を分かりやすく書く。

(例) 弊社は、成田市内において現在〇〇店舗を展開している〇〇〇〇会社であります。今回の計画は、千葉県成田市〇〇丁目〇〇番の第1種住居地域に〇〇〇〇工場を新築したく、建築基準法第48条第〇〇項ただし書きの規定により、用途制限（作業場面積制限）の許可を申請します。

■建設を必要とする理由……なぜ建設することが必要なのか、理由を詳しく書く。

(例) 今回の施設を計画した理由として、近年、〇〇業界を取り巻く環境の変化や顧客ニーズの多様化から、従来型の販売のみを行う営業だけではユーザーである周辺住民の方々に満足いただけるサービスが提供できなくなっており、販売後のアフターケアとして整備や定期点検・車検等を含めたサービスが必要不可欠となっています。
このようなことから、必要な作業場スペースを確保することでユーザー並びに周辺住民の方々の期待に応えられるサービスを提供して参りたいとの考えから計画しました。

■敷地を選定した理由……なぜ本申請地を選んだのか、用途制限に適合する地域内に適地はなかったのか、理由を詳しく書く

(例) 計画敷地の選定につきましては、弊社の選定条件に基づき検討を行ってきましたが、〇〇関連の沿道サービス施設等による土地利用が現に進行している地区として国道〇〇号線沿線で、今回の申請地のような立地条件に合うところが他にないことから、やむなく選定しました。

■申請敷地付近の状況……申請地周辺の土地の利用状況、建物の用途などを具体的に記入

(例) 申請地付近の状況ですが、申請地南側は、幅員 15m の国道〇〇号線に面し、その南側は共同住宅・店舗・事務所が立地しています。東西の隣地は店舗及び事務所があり、北側は市道〇〇号線を挟み住宅が建ち並んでいます。この様に申請敷地周囲は、住宅・店舗・事務所が混在する地域となっております。

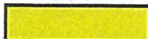
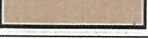
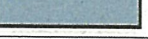
■施設の計画内容について……周辺の住環境に配慮した内容を具体的に記入

(例) 計画内容につきましては、工場の出入り口を道路側に設置し、敷地周辺には緩衝帯として緑地を設けており、住環境を害することのないよう配慮し環境対策を行う計画としています。また、営業開始後も環境に影響を与えるもので近隣住民の方々から要望があった場合は、できる限り要望にこたえて行きたいと考えています。

■まとめ

(例) 弊社としましては、今後ともユーザー及び周辺住民の方々に信頼される企業として努力してまいりますので、諸事情をご理解のうえ許可いただけるよう宜しくお願いします。

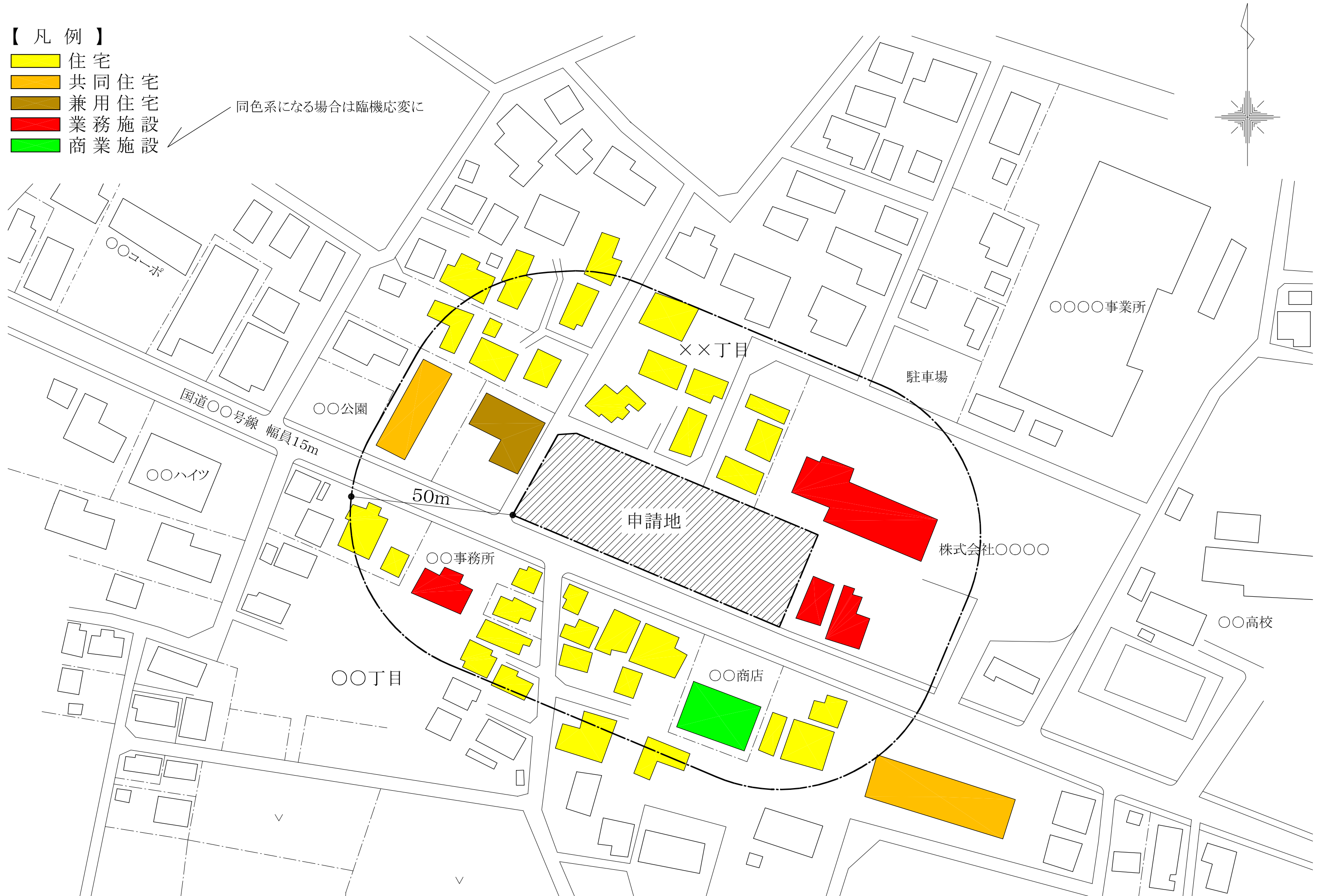
周辺建物用途別 表示方法

No	凡例名称	施設分類	色名称	表示色
1	住宅	一般住宅	きいろ	
2	共同住宅	共同住宅、寄宿舍、寮、公営住宅	やまぶきいろ	
3	兼用住宅	店舗兼用住宅、事務所兼用住宅、作業所兼用住宅	おうどいろ	
4	公官庁施設	県庁、市役所、役場、出先官庁、裁判所、税務署、警察署、消防署、刑務所、自衛隊	あかちやいろ	
5	文教公共施設	小学校、中学校、高校、図書館、博物館、美術館、公民館、老人福祉施設、託児所、保育所・児童厚生施設、公衆浴場、神社、寺院、教会、診療所、巡査派出所、大学、高等専門学校、各種学校、各種養成所、研究所、試験所、气象台、病院、保健所、市民会館	きみどりいろ	
6	競技施設	専用体育館、スタンド、競技場	みどりいろ	
7	業務施設	銀行、会社、事務所、組合事務所、郵便局、電話会社	あかいろ	
8	商業施設	百貨店、マーケット、小売店、食堂、喫茶店、理髪店、その他一般商業施設、仕出屋	しゅいろ	
9	宿泊施設	ホテル、旅館、モーテル	ももいろ	
10	遊技・娯楽施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、雀荘、パチンコ屋、射的場、自動車教習所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、料理店、キャバレー、舞踏場、貸座敷、カフェバー、個室付浴場	あかむらさきいろ	
11	運輸・倉庫施設	駅舎、停車場、電車車庫、バスターミナル、倉庫業を営む倉庫、飛行場、港湾施設、組合倉庫	むらさき	
12	重化学工業施設	火薬又は爆薬の製造、石油類の精製、マッチ製造、ガス製造、肥料製造、紙製・パルプ製造、合成樹脂製造、セメント製造、製鉄、医薬品の製造、火力発電所、石油関連化学・有機類化学・無機類化学工場	あいいろ	
13	軽工業施設	原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 150 m ² を超えるもの、花火製造、アセチレンガスをを用いて金属の工作工場、セルロイド製おもちゃ製造、絵具製造、塗料吹付、石鹸製造、魚粉または魚粉を原料とする飼料製造、金属等の乾燥研磨、瓦・陶磁器類の製造、ガラスの製造	ぐんじょいろ	
14	サービス工業施設	原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 m ² を超えるもの、インク製造、ハム・ソーセージなどの魚肉の練製品製造、菓子製造、木材の製材、製粉、めっき、印刷、原動機を使用する被服工場、床面積の合計が 50 m ² を超える自動車車庫、ガソリンスタンド等	みずいろ	
15	家内工業施設	原動機を使用しない作業場、原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 m ² 未満	せいじいろ	
16	農・漁業用施設	床面積が 15 m ² 以上の畜舎、温室、漁業施設等	はいいろ	
17	その他の施設	処理場、火葬場、ごみ焼却場、上下水道施設、卸売市場、変電所、変圧所	くろ	

【 凡 例 】

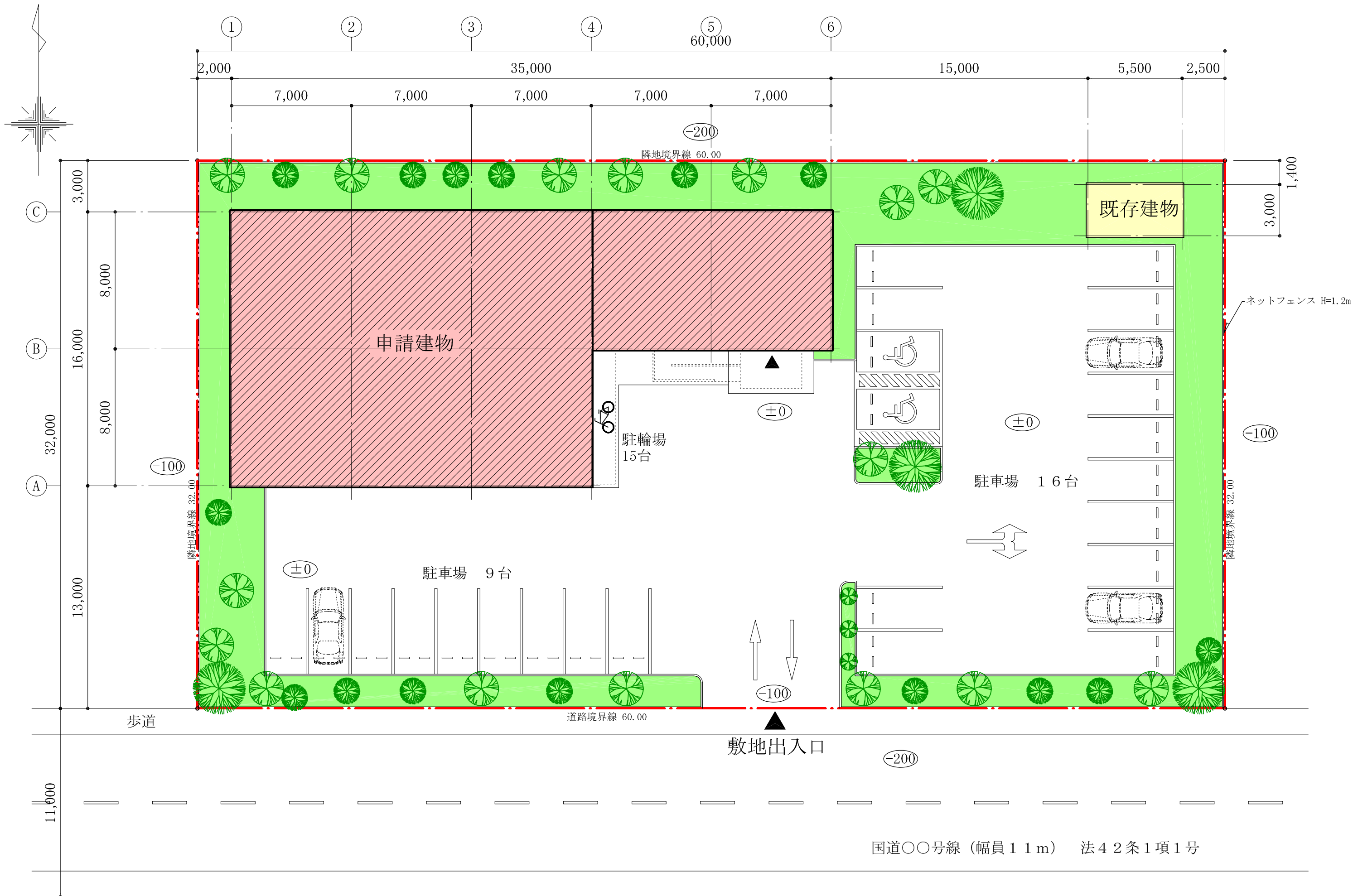
- 住宅
- 共同住宅
- 兼用住宅
- 業務施設
- 商業施設

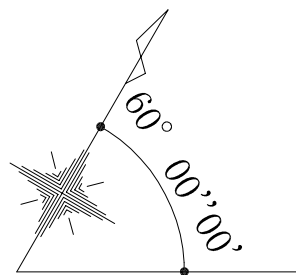
同色系になる場合は臨機応変に



S A M P L E

周辺状況図 S=1:2,500





注意事項

- 1、時刻日影と等時間日影を分けて書いても構いません。
- 2、実日影図も合わせて作成してください。（特に隣地が低い場合）
- 3、日影が厳しい場合は、ポイントごとに日影になる時間を数値で示してください。

北 緯：○○○○○○
測 定 日：○○○○○○
測定レベル：○○○○○○

